

## 鳥取県告示第64号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年3月12日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年2月8日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 1 申請のあった年月日  
平成23年1月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人智頭町森のようちえんまるたんぼう
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
西村 佐栄子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
八頭郡智頭町大字大屋407
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は智頭町内外のこどもを対象に、智頭町の森をフィールドとし、基本方針に従い丈夫な体としなやかな心づくりに寄与することを目的とする。